

注 平成20年 3 月から沿革を付した。

改正	平成19年 3 月 30日規則第40号	平成20年 3 月 17日規則第13号
	平成20年12月 5 日規則第52号	平成22年12月 28日規則第60号
	平成23年 9 月 1 日規則第41号	平成24年 7 月 30日規則第55号
	平成26年 3 月 31日規則第13号	平成28年 9 月 30日規則第66号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

(条例第 3 条第 1 項の規則で定める法令)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める施設)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する施設は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは前条各号に掲げる法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、当該利用契約入所者を除くものとする。）とする。

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

(条例第 5 条の医療証の交付申請)

第 8 条 条例第 5 条の規定による申請は、医療証交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 子供を養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第2号及び様式第2号の2においてこれらを「限度額適用認定証等」という。）

(4) 対象者及び配偶者の前年及び前前年の所得の状況を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号及び様式第2号の2）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

（医療証の有効期限）

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

（医療証の返還）

第10条 対象者は、その資格を喪失した時は、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（様式第3号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例）

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子供に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として子供に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（条例第9条の規則で定める届出）

第13条 条例第9条第1項の規定による届出は、申請事項変更（消滅）届（様式第5号）に医療証を添えて行われなければならない。

2 条例第9条第1項の規定による届出において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由

に基づく条例第9条第1項の規定による届出があったものとみなすことができる。

3 条例第9条第2項に規定する届出は、医療費助成制度現況届（様式第6号）に第8条第1項各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

4 条例第9条第3項に規定する届出は、第三者行為による傷病届（様式第7号）により行わなければならない。

（受給資格消滅の通知）

第14条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書により、当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第15条 条例第10条の2第1項に規定する損害賠償の請求権の譲渡は、子供医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第8号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条の2第2項に規定する通知は、債権譲渡通知書（様式第9号）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第16条 市長は、この規則により医療証交付申請書、申請事項変更（消滅）届又は医療費助成制度現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるとき、又は添付する書類を提出する必要がないと市長が認めたときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、田無市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年田無市規則第21号）又は保谷市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年保谷市規則第37号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成13年6月29日規則第195号）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、平成13年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月28日規則第212号）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年10月1日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際、改正前様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することかできる。

附 則（平成15年5月12日規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号及び様式第7号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月30日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第7条の規定は、平成18年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号及び様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月28日規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号、様式第4号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月17日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月5日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号、様式第5号及び様式第7号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年12月28日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月4日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号及び様式第4号から様式第7号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年9月1日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
（西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の廃止）
- 2 西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成19年西東京市規則第71号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、廃止前の西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧就学児医療費助成規則」という。）及び改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前までに行われた旧規則に規定する乳幼児及び旧就学児医療費助成規則に規定する児童の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、旧規則様式第1号及び様式3号から様式第6号まで並びに旧就学児医療費助成規則様式第1号及び様式第3号から様式第6号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
（準備行為）
- 6 市は、施行日前においても、新規則に規定する子供の医療費の助成の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成24年7月30日規則第55号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理する西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）第5条の規定による申請から適用し、施行日前に受理した同条の規定による申請に係る添付書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号から様式第2号の2まで及び様式第6号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、新規則に規定する子供の医療費の助成の事業の実施に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号及び様式第4号から様式第6号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年9月30日規則第66号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号

（第8条、第16条関係）

様式第2号

（第8条—第11条、第13条関係）

様式第2号の2

（第8条—第11条、第13条関係）

様式第3号

（第11条関係）

様式第4号

（第12条関係）

様式第5号

（第13条、第16条関係）

様式第6号

（第13条、第16条関係）

様式第7号

(第13条関係)

様式第8号

(第15条関係)

様式第9号

(第15条関係)